## みやぎ教育応援団取扱要領

宮城県教育庁生涯学習課

(趣 旨)

第1条 宮城県教育委員会は、家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境をつくるために、子どもの教育活動を支援する個人、企業・団体等(以下「企業等」という。) を認証・登録し、子どもの学習・体験活動の充実・活性化を図る「みやぎ教育応援団」 を設置する。

(事務局)

第2条 「みやぎ教育応援団」の事務局を宮城県教育庁生涯学習課に置く。

(認 証)

- 第3条 宮城県教育委員会は「みやぎ教育応援団」の趣旨に賛同し、申請を行った個人、企業等を認証する。ただし、次にあげる、個人、企業等は対象外とする。
  - (1) 法令等の規定により子ども、若者等の立入りが規制されている施設、企業等
  - (2) 宗教又は政治活動を主たる目的とした個人,企業等
  - (3) 暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある個人,企業等
  - (4) その他「みやぎ教育応援団」としてふさわしくないと認められる個人,企業等 (登 録)
- 第4条 認証された企業等を「みやぎ教育応援団」の団員(以下「団員」という。)として登録し、以下の支援活動のいずれか一つ以上を原則として無償で提供する。
  - (1) 子どもの職場見学, 就業体験等の受入
  - (2) 利用団体への講師・指導者(出前授業等)の派遣
  - (3)利用団体の教育活動に対する福利厚生施設等の貸出や開放等,その他団員が協力可能な教育活動への支援
  - 2 「みやぎ教育応援団」に登録する情報として、企業名(団体名、氏名)、住所、連絡電 話番号、支援可能事業および支援や特技等申請書に示す内容とする。

(活動)

- 第5条 以下に示す県内の学校等(以下「利用団体という」)は、事務局が提供する団員の 支援内容の情報を参考に、団員への支援活動の依頼を行い、団員はその依頼に基づい て支援活動を行う。ただし、支援活動に関する内容、教材費等の必要経費、事故等に よる責任の所在等は支援活動の依頼者である利用団体と団員間の二者で取り決めるも のとする。
  - (1) 幼稚園,保育所,保育園,認定こども園等
  - (2) 小学校, 中学校
  - (3) 高等学校
  - (4)中等教育学校
  - (5)特別支援学校
  - (6) PTA, 子ども育成会
  - (7) 家庭教育の支援活動を行う団体
  - (8) 上記以外で,学校外で子どもの学習・体験活動の充実・活性化を図ることを目的とした活動を行う団体
  - 2 「みやぎ教育応援団」の団員リスト提供をうけた利用団体は、提供された情報を営利 その他の不正な目的に使用してはならない。

(活動後の報告)

第6条 活動後、団員、利用団体ともに所定の活動の記録を事務局あてに提出する。

(団員の権利等)

- 第7条 団員はその活動において「みやぎ教育応援団」の名称やロゴマークを規定に則り 使用することができる。
  - 2 団員は事業所等情報,活動分野と具体的な活動内容,企画情報,活動情報等を事務局が管理する「みやぎ教育応援団」専用のHPに掲載することができる。
  - 3 活動が顕著な団員は表彰規定に則り表彰を受けることができる。

(登録期間)

第8条 団員としての登録期間は3年間とし、以降、自動更新とする。

(活動状況等の把握)

第9条 事務局は団員,利用団体から提出された報告書を取りまとめ定期的に団員の活動状況等について,把握する。

(変更・取り消し)

第10条 団員は支援活動等の登録事項に変更がある場合は速やかに事務局に届出を行う。 また、団員としての登録を取り消す場合も、事務局に届けなければならない。

(取り消し)

- 第11条 宮城県教育委員会は団員が以下に該当する場合、資格を取り消すことができる。 3年以上にわたり相当の理由なく支援活動を行っていない場合。
  - (1) 企業,団体の都合により支援活動を行うことができなくなった場合。
  - (2)「みやぎ教育応援団」の構成員としてふさわしくないと認められる場合。

(その他)

第12条 この規定に定めるものの他「みやぎ教育応援団」にかかわる必要な事項は生涯 学習課長が別に定める。

## 附則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月19日から施行する。